

お知らせ

当クリニックでは、「生活習慣病管理料」を算定する医療機関として、必要に応じて以下の対応をしております。

高血圧、糖尿病、脂質異常症に関して、療養指導に同意した患者様が対象です。

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労省は令和6年6月1日に診療報酬改定を行い、「特定疾患管理料」を廃止し、個人に応じた療養計画に基づき「生活習慣病管理料」へ移行するよう指示がありました。

本改定に伴い、令和6年6月1日から、高血圧、糖尿病、脂質異常症のいずれかを主病名とする患者様で、「特定疾患管理料」を算定していた患者様は「生活習慣病管理料」へと移行します。

移行による自己負担額に大きな変更はございませんが、個々に応じた目標設定や、指導内容、検査結果を記載した療養計画書へ初回のみ署名（サイン）をいただく必要がございますので、ご協力をお願い致します。

患者様の状態に応じ、医師の判断のもとリフィル処方や28日以上長期投薬を行う場合がございます。